

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十の七 (略)</p> <p>二十の八 財務諸表 財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。</p> <p>二十一～二十四 (略)</p> <p>二十四の二 キャッシュ・フロー 財務諸表等規則第八条第十八項、連結財務諸表規則第二条第十三号、中間財務諸表等規則第二条の二第四号、中間連結財務諸表規則第二条第十号、四半期財務諸表等規則第三条第八号又は四半期連結財務諸表規則第二条第十三号に規定するキャッシュ・フローをいう。</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない場合)</p> <p>第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十の七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十一～二十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十五～三十一 (略)</p> <p>(有価証券報告書の提出を要しない場合)</p> <p>第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。</p>

一 (略)

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

一 (略)

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(p) (略)</p> <p>b～d (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 事業の内容 a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期（前年同期四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(24) (略)</p> <p>(25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(p) (略)</p> <p>b～d (略)</p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) 事業の内容 a 届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) 業績等の概要 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同期四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</p> <p>b (略)</p> <p>(31)・(32) (略)</p> <p>(33) 事業等のリスク a 届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（<u>連結財務諸表規則第2条第13号及び財務諸表等規則第8条第18項に規定するキャッシュ・フローをいう。</u>）の状況の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括して具体的に、分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p>

b・c (略)  
 (34)～(58) (略)  
 (59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表 e及びgにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社（以下この様式において「特定会社」という。）が指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。

c (略)

d 最近連結会計年度に係る連結財務諸表として指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載する場合には、最近連結会計年度の前連結会計年度（以下このdにおいて「前年度」という。）に係る連結財務諸表についても指定国際会計基準により作成したものを記載すること。

また、提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、前年度の開始時における指定国際会計基準により作成した連結貸借対照表に相当するものを記載するとともに、連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及び前年度に係る連結財務諸表を(60)（cを除く。）から(66)までに準じて記載すること。

e 特定会社が(67)のbにより指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載した場合には、その旨を記載すること。

1 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

g 特定会社が指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備（例えば、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の配置）を行っている場合には、その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

h・i (略)

(60) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合、これに相当するもの。(65)において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

b・c (略)  
 (34)～(58) (略)  
 (59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表 cにおいて「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b (新設)

c (略)

d (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(60) c・d (略)

連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

なお、(61)ただし書、(62)ただし書、(63)ただし書及び(64)ただし書により、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げる場合には、(61)、(62)、(63)及び(64)により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

<p>c (略) (61)～(66) (略) (67) 財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合であって、指定国際会計基準により財務諸表を作成しているときは、(67) (bを除く。)から(72)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(67) (bを除く。)から(72)までに準じて記載すること。</p> <p>e bにより指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載する場合には、最近事業年度の前事業年度(以下このcにおいて「前年度」という。)に係る財務諸表についても指定国際会計基準により作成したものを記載すること。</p> <p>また、提出会社が最近事業年度に係る財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、前年度の開始時における指定国際会計基準により作成した貸借対照表に相当するものを記載すること。</p> <p>d 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表(指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(72)において同じ。)等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>e～h (略)</p> <p>(68)～(84) (略)</p> <p>(84-2) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、届出書に記載すべき事項(当該修正後の連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p> <p>(85)～(87) (略)</p>	<p>c (略) (61)～(66) (略) (67) 財務諸表</p> <p>a (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>e～h (略) (68)～(84) (略) (新設)</p> <p>(85)～(87) (略)</p>
--	---

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社において、次の(a)から(e)までに掲げる場合に於て、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の1第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表（提出会社が特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。eの(a)において同じ。）であつて、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。eの(a)において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成している場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社において、次の(a)から(e)までに掲げる場合に於て、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が特定会社であつて、指定国際会計基準（(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）は、<u>四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。</u>）を掲げた場合を除く。）当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>f・g (略) (3)・(4) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a～c (略)</p> <p>d (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社において、次の(a)から(e)までに掲げる場合に於て、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間（提出会社が特定事業会社（第17条の1第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>e (3)のaの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない1年を1事業年度とする会社及び特定事業会社において、次の(a)から(e)までに掲げる場合に於て、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね3月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。） 当該次の事業年度開始後3月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>f・g (略) (3)・(4) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときは各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)までに掲げる主要な経営指標等（連結財務諸表を作成していない場合には、同記載上の注意(25)のbの(a)から(t)までに掲げる主要な経営指標等）をいい、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により連結財務諸表又は財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標をいう。以下(8)において同じ。）を記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>第二号の六様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 統合財務情報</p> <p>a 提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、組織再編成対象会社（二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは各新設分割会社、二以上の株式会社が共同して株式移転をするときは各株式移転完全子会社をいう。）及び提出会社について、最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度）に係る主要な経営指標等（以下(8)において「主要な経営指標等」という。）を第二号様式記載上の注意(25)のaの(a)から(o)までに掲げる主要な経営指標等を同記載上の注意に準じて記載すること。また、これらの主要な経営指標等に基づき、当該組織再編成後の提出会社に係るものとして算出した主要な経営指標等を記載すること。</p> <p>なお、組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等の算出において必要な調整を行った場合にはその旨を明示すること。</p> <p>組織再編成後の提出会社に係る主要な経営指標等は、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けていない財務情報に基づく記載である旨を明示すること。</p> <p>b 提出会社が、公開買付けに関して本届出書を提出する場合には、提出会社（提出会社が公開買付者でない場合には、当該公開買付者である会社をいう。）及び当該公開買付けの対象者について最近事業年度に係る主要な経営指標等を第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表 a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。（45）において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(41)～(46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表 a (略)</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合であつて、指定国際会計基準により財務諸表を作成しているときは、(47) (bを除く。) から(52)までにより記載した財務諸表の下に「国際会計基準による財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表は、(47) (bを除く。) から(52)までに准じて記載すること。</p> <p>c bにより指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載する場合には、当事業年度の前事業年度（以下このcにおいて「前年度」という。）に係る財務諸表についても指定国際会計基準により作成したものを記載すること。 また、提出会社が当事業年度に係る財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、前年度の開始時における指定国際会計基準により作成した貸借対照表に相当するものを記載すること。</p> <p>d 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。（52）において同じ。）等を会社の実態に即して記載すること。</p> <p>e～h (略)</p> <p>(48)～(62) (略)</p> <p>(63) 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当連結会計</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(39) (略)</p> <p>(40) 連結財務諸表 a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(41)～(46) (略)</p> <p>(47) 財務諸表 a (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して記載すること。</p> <p>e～h (略)</p> <p>(48)～(62) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>年度の前身連結会計年度に係る連結財務諸表の修正をしたときは、報告書に記載すべき事項（当該修正後の連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p> <p>(64)～(66) (略)</p>	<p>(63)～(65) (略)</p>
--	----------------------

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結結果計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）及び当四半期連結結果計期間（以下この様式において「前年同四半期連結結果計期間」という。）及び当四半期連結結果計期間（以下この様式において「前年同四半期連結結果計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。））により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(1)、(p)及び(q)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(m)、(n)及び(o)については、当四半期連結結果計期間及び前年同四半期連結結果計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。 (a)～(q) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(10)～(20) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移 a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結結果計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）及び当四半期連結結果計期間（以下この様式において「前年同四半期連結結果計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(e)、(f)、(g)、(1)、(p)及び(q)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(m)、(n)及び(o)については、当四半期連結結果計期間及び前年同四半期連結結果計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。 (a)～(q) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー（11）のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(10)～(20) (略)</p>

- (21) 経理の状況
- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（上において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社（以下この様式において「特定会社」という。）が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成している場合には、その旨を記載すること。
- c 当四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表として指定国際会計基準により作成した四半期連結財務諸表を記載する場合には、当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表について、初めて指定国際会計基準により作成したものを記載すること。
- d 提出会社が提出した当連結会計年度の前半期報告書において「前年度」という。）に係る有価証券報告書において、初めて指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載した場合は、この四半期報告書に記載する指定国際会計基準により作成した四半期連結財務諸表の下に、四半期連結財務諸表規則（第七章を除く。eにおいて同じ。）により作成した当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を(22)から(26)までに準じて記載すること。
- e 提出会社が提出した前年度に係る有価証券報告書には指定国際会計基準により作成した連結財務諸表を記載していない場合であって、提出会社が提出した当連結会計年度の第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書において、初めて指定国際会計基準により作成した四半期連結財務諸表を記載したとき（当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合は、提出会社が提出しようとする当四半期連結会計期間に係る四半期報告書において、初めて指定国際会計基準により作成した四半期連結財務諸表を記載するとき）は、この四半期報告書に記載する指定国際会計基準により作成した四半期連結財務諸表の下に、四半期連結財務諸表規則により作成した当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を(22)から(26)までに準じて記載すること。
- この場合において、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間であるときには、前年度及び前年度の前半期連結会計年度（以下このeにおいて「前々年度」という。）に係る指定国際会計基準により作成した連結財務諸表及び連結財務諸表規則により作成した連結財務諸表を第三号様式記載上の注意(40)から(44)までに準じて記載し、かつ、前々年度の開始時における国際会計基準により作成した連結財務諸表に相当するものを併せて記載すること。
- e (略)
- f 特定会社が(27)のgにより指定国際会計基準により作成した財務諸表を掲げた場合には、その旨を記載すること。
- g 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(21)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。また、中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
- h (略)
- (22) 四半期連結財務諸表
- a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表（指定国際会計基準による連結財務諸表が記載されている場合は、連結貸借対照表に相当するもの）を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したものの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結結果計期間に係るもの（前年同四半期連結結果計期間に係るものを左側に、当四半期連結結果計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期連結会計期間に係るもの（前年同四半期連結会計期間に係るもの

- (21) 経理の状況
- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（dにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- b (略)
- (22) 四半期連結財務諸表
- a 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。
- b 四半期連結損益計算書については、四半期連結結果計期間に係るもの（前年同四半期連結結果計期間に係るものを左側に、当四半期連結結果計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期連結会計期間に係るもの（前年同四半期連結結果計期間に係るものを左側に、当四半期連結結果計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。
- d (略)
- e 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（dにおいて「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

<p>を左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。</p> <p>c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(23) 四半期連結貸借対照表</p> <p>a 当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。</p> <p>b 前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。</p> <p>ただし、aにより掲げた四半期連結貸借対照表が指定国際会計基準により作成したものである場合には、記載を要しない。</p> <p>(24)～(26) (略)</p> <p>(27) 四半期財務諸表</p> <p>a～f (略)</p> <p>g 四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成したときには、aからfまで及びb(28)から(31)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及びb(28)から(31)までの規定により記載すること。</p> <p>h gにより「国際会計基準による四半期財務諸表」を記載する場合であって、当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合には、当事業年度の前事業年度及び当該前事業年度の前事業年度(以下hにおいて「前々年度」という。)に係る財務諸表(指定国際会計基準により作成した財務諸表及び財務諸表等規則により作成した財務諸表をいう。)並びに前々年度の開始時における指定国際会計基準により作成した貸借対照表に相当するものを併せて記載すること。この場合、当該財務諸表は、第三号様式記載上の注意(47)から(51)までに準じて記載すること。</p> <p>(28)～(37) (略)</p> <p>(38) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載</p> <p>指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結財務諸表の修正をしたときは、四半期報告書に記載すべき事項(当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p>	<p>c 四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(23) 四半期連結貸借対照表</p> <p>当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。</p> <p>(24)～(26) (略)</p> <p>(27) 四半期財務諸表</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(28)～(37) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(q) (略) b・c (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略) (9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略) (12)～(23) (略) (24) 経理の状況 a・b (略) c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表又は中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(a)～(q) (略) b・c (略)</p> <p>(6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(7)・(8) (略) (9) 業績等の概要 a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。</p> <p>(10)・(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13-2)のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b・c (略) (12)～(23) (略) (24) 経理の状況 a・b (略) (新設)</p>

<p>(25) <u>d</u> (略)</p> <p>中間連結財務諸表</p> <p>a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において「前中間連結会計期間」という。)に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、要約連結損益計算書(有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、<u>有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書(当該連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)</u>及び<u>有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)</u>を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に記列してそれぞれ記載すること。</p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、<u>中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a (略)</p> <p>b 中間連結財務諸表を作成していない場合であって、指定国際会計基準により中間財務諸表を作成したときには、a、cからdまで及び(32)から(35)までの規定により記載した中間財務諸表の下に「<u>国際会計基準による中間財務諸表1の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、a、cからdまで及び(32)から(35)までの規定により記載すること。</u></p> <p>c・d (略)</p> <p>(32)～(42) (略)</p> <p>(43) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項(当該修正後の中間連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p> <p>(44)～(46)</p>	<p>(25) <u>e</u> (略)</p> <p>中間連結財務諸表</p> <p>a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間(以下この様式において「前中間連結会計期間」という。)に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</p> <p>なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、要約連結損益計算書(有価証券報告書に記載された連結損益計算書を中間連結損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、<u>連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)</u>、<u>連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)</u>及び<u>連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)</u>を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。</p> <p>b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、<u>中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(26)～(30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a (新設)</p> <p>b (略)</p> <p>(32)～(42) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(43)～(45) (略)</p> <p>(46)</p>
--	--